

北海道公安委員会告示第123号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、白老町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 道南バス株式会社
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 白老町長
- (4) 北海道運輸局室蘭運輸支局長
- (5) 白老観光バス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、道南バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	上下線別	所在地
1	社台中央	上り	白老郡白老町字社台134番地先
2	社台中央	下り	白老郡白老町字社台199番地先
3	ヨコスト	上り	白老郡白老町字社台271番地先
4	ヨコスト	下り	白老郡白老町字社台277番地先
5	東白老	上り	白老郡白老町字社台288番地先
6	東白老	下り	白老郡白老町字社台284番地先
7	竹浦	上り	白老郡白老町字竹浦26番地2先
8	竹浦	下り	白老郡白老町字竹浦36番地1先
9	ケアハウス入口	上り	白老郡白老町字竹浦875番地先
10	ケアハウス入口	下り	白老郡白老町字竹浦無番地先
11	西竹浦	上り	白老郡白老町字竹浦852番地
12	西竹浦	下り	白老郡白老町字竹浦107番地6先
13	虎杖浜温泉	上り	白老郡白老町字竹浦123番地3先
14	虎杖浜温泉	下り	白老郡白老町字竹浦121番地先
15	虎杖浜公民館前	上り	白老郡白老町字虎杖浜32番地1先
16	虎杖浜公民館前	下り	白老郡白老町字虎杖浜14番地5先
17	虎杖浜駅前	上り	白老郡白老町字虎杖浜60番地1先
18	虎杖浜駅前	下り	白老郡白老町字虎杖浜46番地6先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる白老町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
白老観光バス株式会社	無償運送スクールバス